

人員基準欠如減算、年1回猶予

厚労省

6月分から、ハロワ活用要件

厚生労働省は5月8日、突発的な事情により介護施設・事業所で人員欠如が生じた場合に、介護給付費の減算適用を最長3ヵ月猶予する特例的取扱いを定めた通知を发出。制度創設時に比べ介護職員の確保が難しくなったことから、特例的扱いの設置が議論されていた。取扱いは6月の算定分から。

3月30日に開催した第255回社会保障審議会介護給付費分科会において報告された内容に基づくと、2026年度診療報酬改定で「突発的な事情により人員欠如が発生した場合、ハロワ

ワークや都道府県ナースセンター・福祉人材センターの無料職業紹介事業を活用して職員確保に取り組む事業所・施設を対象に、年1回に限り人員基準欠如減算の適用を猶予する。介護・看護職員が必要員数から1割を超えて減少した場合は対象外となる。適用要件としては、適正認定を受けた有料

職業紹介事業者の活用や、採用情報のウェブサイトに公表なども求められる。加えて、一部職員への過度な業務負担を避けるための適正な労働時間管理も条件とされている。

減算の猶予をめぐる議論では、「3〜4ヵ月程度の猶予期間が必要」との意見がある。特に、人材不足により採用が難しい居宅介護支援事業所などで、猶予を求める声が強くなっていった。一方、労組側の委員からは「猶予期間が延びれば欠員

状態で働く期間も長くなり、残った職員の負担が増加する」との懸念も示されていた。

ニュース